

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成30年3月20日
開会時刻	午後2時28分
閉会時刻	午後2時50分
出席委員名	◎岡田善行 ○上村和生 井村貴志 鈴木豊司
	吉井詩子 吉岡勝裕 黒木騎代春 世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	山口徹
協議案件	1 第3次伊勢市男女共同参画基本計画について
	2 財政収支見通しの時点修正について《報告案件》
	3 地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正（案）について《報告案件》
	4 行政視察について
説明者	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課副参事
	情報戦略局長、財政課長、
	危機管理部長、危機管理課長
	総務部長、課税課長
	その他関係参与

協議の経過

岡田委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、直ちに会議に入り「第3次伊勢市男女共同参画基本計画について」の説明と、「財政収支見通しの時点修正について」、及び「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正（案）について」の報告を受け、続いて「行政視察について」協議したが、その概要は次のとおり。

開会 午後2時28分

◎岡田善行委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議願います案件は、「第3次伊勢市男女共同参画基本計画について」、報告案件として、「財政収支見通しの時点修正について」、「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正（案）について」、及び「行政視察について」の以上4件であります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3次伊勢市男女共同参画基本計画について】

◎岡田善行委員長

それでは、「第3次伊勢市男女共同参画基本計画について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いします。

情報戦略局長。

●中川情報戦略局長

本日はお忙しい中、総務政策委員会に引き続きまして、総務政策委員協議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

本日御協議いただきます案件につきましては、先ほど委員長から御紹介ありましたように、報告案件含めて3件でございます。

それぞれ担当課から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎岡田善行委員長

市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事

それでは、「第3次伊勢市男女共同参画基本計画について」御説明申し上げます。

第3次伊勢市男女共同参画基本計画案につきましては、現行計画の計画期間が今年度までであることから、男女共同参画審議会に対し諮問を行い、今年度中の策定に向け、取り組んでいるところでございます。

1月17日の総務政策委員協議会において計画案の概要及びパブリックコメントの実施について御説明させていただきました。

その後、1月22日から2月22日までの1カ月間、パブリックコメントを実施したところ、御意見をいただきました。

提出いただいた御意見を踏まえ、審議会において再度御審議いただき、去る3月6日、審議会会長から市長に対し答申をいただいたところです。

本日は、パブリックコメントの実施結果と審議会からいただいた答申の中でどのように反映されているかを御説明申し上げます。

資料1の1をごらんください。

まず、「パブリックコメントの実施結果」でございませう。

市内の公共施設や市のホームページに掲載し、市民の皆様の御意見を求めましたところ、お一人から1件の御意見をいただきました。

意見の内容については、1ページ下段に記載のとおりでございませう。提出された御意見を審議会にお示しし、再度案を検討いただきました。その結果、計画案を修正することといたしました。

2ページ上段に、修正前修正後と対比して記載してあります。

恐れ入ります、資料1の2をごらんいただきたいと思ひます。

修正箇所は、計画案の26ページでございませう。

「基本目標Ⅲ 働く場における男女共同参画の促進」の中に農業などの家族経営に関する記述がないとの御意見をいただきましたので、その記述を追加し、修正してあります。

資料1の1にお戻りください。

また、1月17日の協議会でいただきました御意見などを踏まえて修正した箇所について、「(2) その他の修正箇所」に記載してあります。

1点目2点目は、文章がわかりにくい、つながらないといった点を修正したものでございませう。

そのほか、年号表記、用語解説の脚注表記を変更いたしました。

計画案の修正箇所は以上でございませう。

審議会から答申を受けたものを市の基本計画として最終確定し、市民の皆様や関係機関に広く周知し、計画に掲げた目標に向かって、ともに取り組みを進めていきたいと考えてありますので、議員の皆様におかれましても御理解御協力をよろしくお願ひいたします。

以上、「第3次伊勢市男女共同参画基本計画について」の御説明とさせていただきます。よろしく御協議賜りますようお願ひ申し上げます。

◎岡田善行委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すみません、少し1点確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの修正箇所については、おおむね妥当だと思いますので、このように修正をいただけたらと思っております。

この中身、改めてもう一度読ませていただいたんですけども、39ページを見ていただけたらと思います。

先ほど、総合計画の前期基本計画案ということで、御報告いただきました。

先ほどの前期基本計画案の80ページを見ていただくと、防災・減災の話を書かせていただいております。男女共同参画の視点に立った防災活動ということで、大変大事な視点であると思っておりますけども、この2項目めに避難所運営マニュアル策定の地域の数が2地域から、平成34年度の5年後は5地域とあります。

総合計画のほうを見せていただくと、今2地区が、今度4年後ですね、平成33年に6地区を目指すわけですけれども、ちょっとこちらは整合性がないのかなと、こちらが最新の数字になって目標数値になってくるのかなと思うんですけども。

その点は、どちらが正しいのかちょっと聞かせていただけたらと思っておりますけども、わかりますでしょうか。

◎岡田善行委員長

誰でしょうか。市民交流課副参事。

●丸山市民交流課副参事。

再度、担当課さんのほうと確認をとって整合性を図るようにしたいと考えております。すみません。

○吉岡勝裕委員

担当課、おりませんでしたか。

◎岡田善行委員長

危機管理課長。

●日置危機管理課長

大変申しわけございません。

その部分につきましては、十分話し合いをさせていただきまして、調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎岡田善行委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私ちょっと気づいたのがそこだけなんですけど、もしかしたらほかのところも違う、計

画とですね、数字が合っていないかもしれませんので、一度見直していただいて、ちょっと確認をお願いしたいと思いますので、改めて製本する時には、別の計画で違う数字になっていないように確認をお願いしたいと思います。以上です。

◎岡田善行委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【財政収支見通しの時点修正について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

続いて報告案件に入ります。

「財政収支見通しの時点修正について」当局から報告をお願いいたします。

財政課長。

●大西財政課長

それでは御説明申し上げます。

資料2の1の1ページをごらんいただきたいと存じます。

まず（1）の位置づけと作成の目的でございますが、財政収支見通しにつきましては、平成28年2月に、平成28年度から平成32年度までの5年間の中期財政収支見通しを策定し、御報告申し上げました。

これは新市建設計画の財政計画を上位計画とし、当該計画策定後の社会経済情勢、地方財政制度改正等を踏まえ、財政計画の最終5年間について、各項目の推計に時点修正を加えたものと位置づけております。

この財政収支見通しにつきましては、5年間の見通し期間の2カ年が経過することから、これまでの予算、決算の状況を分析し、時点修正を行うとともに、現在策定を進めております第3次総合計画の計画期間に合わせて、期間を1年追加するものでございます。

今回の修正版は、過去の決算並びに平成29年度予算及び平成30年度予算案の数値を基礎といたしまして、当市の財政規模、財政力、特性等を確認し、また現時点の制度を基準に、平成33年度までの財政全体の方向性、特に経費別のおおむねの枠組みを推計するものと位置づけております。

次に（2）の推計の前提条件でございますが、基本的事項といたしまして、収支見通しの期間を平成28年度から平成33年度までの6年間とし、普通会計の基準での試算を行っております。

また、具体的な数値における前提といたしましては、現行の地方財政制度を基本に、平成28年度以前の決算状況、また、平成29年度予算及び平成30年度予算案を勘案し、現時点で把握しうる範囲で推計しております。

歳入歳出を推計するに当たっての個別の前提条件の主なものについて、その概要を記載

してございますので、御高覧いただきたいと存じます。

これらの条件を前提とした推計の結果、年次別財政収支見通しにつきましては、3ページに記載のとおりでございます。

歳入歳出ともに、平成28年度は決算額を、平成29年度以降は、決算を見越した推計値を記載しております。

各年度の全体像といたしまして、平成29年度及び平成30年度は、小中学校の統合校整備、本庁舎改修のほか、新病院の建設などの大型公共事業が集中したことにより、決算の規模が大きくなると推計しております。

また、平成31年度以降につきましても、小中学校の統合校整備を引き続き予定しているほか、扶助費などの増額により、470億円から490億円程度の予算規模で推移するものと推計しております。

平成28年2月の策定時点におけます平成28年度から平成32年度までの5年間の歳出ベースと比較いたしますと、72億7,900万円の増額になると見込んでおります。

詳細につきましては、資料2の2にございますので、後ほど御高覧ください。

次に4ページ、5ページにつきましては、本財政収支見通しの結果、地方債残高、及び基金残高がどのように推移するのかを記載してございます。

地方債残高につきましては、平成33年度末時点で、568億7,200万円と見込んでおります。

また、修正前の見込みと比較いたしますと、平成32年度末で13億9,000万円の増加となっております。

これは、普通建設事業の財源となる地方債の借入額の増加、及び公債費の平準化を図るため、償還期間の見直しを行ったことによるものでございます。

次に基金残高のうち、財政調整基金の残高につきましては、平成33年度末時点で、88億5,900万円と見込んでおります。

また、修正前の見込みと比較いたしますと、平成32年度末で33億5,900万円の増額となっております。

これは、平成28年度におきまして、財政調整基金を取り崩すことなく決算を終え、剰余金積み立てとして、4億5,000万円の基金積み立てができましたこと。また、平成29年度から平成32年度までの見込みにおきましても、当初見込みと比較いたしまして、約8億円の取り崩し額を減額することとなったことなどによるものでございます。

地方債残高及び財政調整基金の残高につきましても、資料2の2に修正前との比較を記載しておりますので、後ほど御高覧ください。

次に6ページには、財政収支見通しに基づくプライマリーバランスの推移を記載してございます。

当初見込みと比較いたしますと、平成28年度は赤字であるものの、大幅な改善となっております。

また、平成29年度以降につきましても、年度により赤字または黒字となっておりますが、いずれの年度も若干の悪化が見込まれております。

これは、普通建設事業の財源となります地方債の借り入れ額のほか、臨時財政対策債の影響によるものです。

今後も総額管理、地方交付税措置を除いた実地方債残高など、さまざまな視点から、よ

り適正な公債管理を図り、地方債発行に係る財政規律を高めていくことで、黒字化への転換に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本市の財政状況は今後も引き続き、国、地方取り巻く厳しい財政環境の中に置かれるものと考えております。

今後は人口構造や社会状況を踏まえた将来に向けての取り組みを進める一方、本財政収支見通しにお示しいたしました各経費別のおおむねの枠組みを目安に事務事業等の取捨選択を図ることが必要であり、より一層慎重な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

また、この財政収支見通しは計画的な行財政運営を進めるための目安であり、今後の各年度の予算編成に当たりましては、その時点での制度改正や、国の地方財政対策などを踏まえ、具体的に内容を定めていくことといたします。

そして、個々の財政需要等には適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、財政収支見通しにつきましての説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎岡田善行委員長

本件は報告案件ではありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正（案）について《報告案件》】

◎岡田善行委員長

次に、「地方税法の一部改正に伴う市税条例及び都市計画税条例の一部改正（案）について」当局から報告をお願いします。

課税課長。

●世古口課税課長

それでは、お手元の資料3に基づき御説明申し上げます。

まず資料の改正事項の1でございますが、これは固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の延長でございます。

固定資産税、都市計画税につきましては、現行、負担調整措置という制度がございまして、これは平成6年度から、固定資産税評価額が全国一律に地価公示価格等の7割水準とするように引き上げられましたが、それによって、税負担が急増しないように設けられている制度でございます。

負担調整措置によりまして、税の算出のもととなる課税標準額を調整するための割合である負担水準の高い土地については、税負担の引き下げ、または据え置きを行い、負担水準の低い土地につきましては、なだらかに税負担を上昇させ、負担水準のばらつき幅を狭

めていく仕組みが取られております。

平成30年度は、3年ごとの評価替えの年度になりますことから、この負担調整措置の適用期間につきまして、平成27年度分から平成29年度分まで適用される現行規定を、平成30年度分から平成32年度分まで延長しようとするものでございます。

次に、2の固定資産税及び都市計画税の下落修正措置の継続でございます。

これは評価替え年度の翌年度及び翌々年度につきましては、評価額の据え置き年度とされているものでございますが、この据え置き年度においても、地価が下落している場合には、価格の下落修正ができる特例措置がございます。

この特例措置の適用期間につきましても、平成31年度分及び平成32年度分について継続しようとするものでございます。

次に3のバリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置に係る規定の整備でございます。

これは平成30年度の税制改正で新設された固定資産税、都市計画税の特例でございまして、劇場や音楽堂などの実演芸術の公演の用に供する建物のうち、高齢者移動等円滑法の規定に沿ったバリアフリー改修が行われたものにつき、2年度分の税額を3分の1減額するものでございます。

条例の改正は、法律で制度が整備されることに伴い、その申告方法等を定めるものでございます。

また、このほかにも条項移動の整備等、所要の改正を行うとともに、経過措置につきましても規定する予定でございますので、御了承を賜りたいと存じます。

以上が、市税条例、都市計画税条例の一部改正案の主なものでございます。

これは、現在、国会にて審議中であり、3月末成立予定の地方税法等の一部改正をする法律案に基づきまして、4月1日から施行となるものについて一部改正案を市議会に御提出する時間的余裕がないと考えられますため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただく予定のものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

◎岡田善行委員長

本件も報告案件であります。特に御発言ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

【行政視察について】

◎岡田善行委員長

次に、「行政視察について」御協議願います。

本件につきましては、2月14日の総務政策委員協議会におきまして、6月定例会までの実施を決定し、日程、視察先及び視察項目については、正副委員長に御一任いただいているものであります。

日程については、5月15日火曜日から17日木曜日の3日間を予定したいと思います。

視察項目については、継続調査事項の「ふるさと未来づくりに関する事項」、「防災対策に関する事項」、「公共施設マネジメントに関する事項」とし、視察先につきましては、「ふるさと未来づくりに関する事項」は三重県名張市、「防災対策に関する事項」は茨城県常総市、「公共施設マネジメントに関する事項」は、静岡県浜松市で調整中でございます。

本件について御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎岡田善行委員長

御発言もないようですので、ただいま申し上げたとおり、視察実施に向けた調整をいたしたいと思います。

なお詳細が決まり次第、委員の皆様にご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後2時50分